

第59回 定時株主総会 招集ご通知

平成28年4月1日～平成29年3月31日

日時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

場所 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

アイホン株式会社

証券コード：6718

当社の経営理念

われわれの合言葉

自分の仕事に責任を持って
他人に迷惑をかけるな

「われわれの合言葉」は、社会人・産業人としてのあるべき人間像を示し、これを鏡として一人ひとりが自らを律していこうとする思いを表しています。

わが社の指針

- 一、われらは常に和の精神に生き、共存共栄をめざす。
- 二、われらは互いに助け合い、信頼しあう人格をつくる。
- 三、われらは知識をみがき経験をつみ、技術の向上をはかる。
- 四、われらは創意を以ってよき製品をうみ、社会に奉仕する。
- 五、われらは健康明朗なる社風をつくり、会社の繁栄、社員の生活向上を期す。

目次

■ 第59回定時株主総会招集ご通知……………	P.1
■ 事業報告……………	P.2
■ 連結計算書類……………	P.27
■ 計算書類……………	P.39
■ 監査報告書……………	P.51
■ 株主総会参考書類……………	P.55

証券コード6718
平成29年6月7日

株 主 各 位

名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル10階
アイホン株式会社
代表取締役社長 市 川 周 作

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第59期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aiphone.co.jp/>）に掲載させていただきます。

また、当日は株主総会を当社役員及び係員が、ノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただく予定です。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策の効果を背景に、企業収益の回復や雇用情勢の改善に伴い個人消費が持ち直すなど緩やかな景気回復基調が続きました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、日本国内におきまして、新築住宅着工戸数は底堅く推移いたしました。またインターホン設備等の更新需要も増加いたしました。海外市場におきましては、米国では業務市場を中心に引き続きセキュリティニーズが高く、好調に推移いたしました。

このような状況の中で、当社グループはお客様のニーズに応えるべく、引き続き新製品の開発と積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高438億5千4百万円（前連結会計年度比2.8%増）となりました。利益面につきましては、研究開発費を増加させたことにより、営業利益は27億7千5百万円（同8.9%減）、経常利益は27億9千万円（同18.6%減）となりました。また、前連結会計年度に発生いたしました特別利益（固定資産の売却益）の減少等により、親会社株主に帰属する当期純利益は20億7千3百万円（同37.2%減）となりました。

(i) 日本セグメント

国内の住宅市場につきましては、戸建住宅におきまして当社の納入時期にあたる住宅着工戸数が前期を上回り、テレビドアホンの主力モデルの販売台数は増加いたしました。しかし、他社との価格競争の厳しさが増したことで販売単価が下落し、売上は減少いたしました。

集合住宅につきましては、新築では当社の納入時期にあたる住宅着工戸数が主に賃貸住宅の増加によって前期を上回る状況の中、発売以来好評をいただいている小規模マンション・アパート向けシステムの積極的な営業活動により、販売が好調に推移いたしました。また既設物件のリニューアルにおきましても分譲物件を中心に継続的な提案活動を行ってきたことにより受注が順調に推移するとともに、専任の営業担当を置き受注活動を強化した賃貸住宅への小規模マンション・アパート向けシステムの販売が好調に推移いたしました。この結果、集合住宅の売上が戸建住宅の売上減少分をカバーし、住宅市場全体の売上は増加いたしました。

ケア市場につきましては、新築では当社の納入時期にあたる病院着工件数は前期から減少いたしました。一方、リノベーションにおきましては新型ナースコールシステムを中心としたリノベーション提案活動を病院や高齢者施設に対して積極的に行ってきたことにより、その機能性等を高く評価いただき、販売は増加いたしました。この結果、ケア市場全体といたしましては、リノベーションにおける販売の増加により、売上は増加いたしました。

これらの結果、売上高は398億2百万円（前連結会計年度比3.5%増）、営業利益は23億5千2百万円（同5.3%増）となりました。

(ii) 北米セグメント

アメリカの販売子会社であるアイホンコーポレーションにおきましては、業務市場におきまして官公庁施設に対するテレビドアホン等の納入が継続し、販売が増加いたしました。また、オフィスや大規模施設等への提案活動が功を奏し、IPネットワーク対応インターホンシステムを中心とした販売が好調に伸張いたしました。また住宅市場では、セキュリティニーズの高まりと積極的な営業活動が、大型プロジェクト物件の受注や新型集合住宅向けシステムの好調な販売につながり、売上の増加に寄与しました。

これらの結果、現地通貨ベースにおける売上は増加いたしました。また、円換算した売上高は68億3千3百万円（前連結会計年度比3.4%増）、営業利益は1億6千7百万円（同31.7%増）となりました。

(iii) 欧州セグメント

フランスの販売子会社であるアイホンS.A.S.におきましては、緩やかな回復基調は見られるものの低調な推移が続く欧州経済の中、戸建住宅向けテレビドアホンの販売が、積極的な営業活動により前期から引き続き好調に推移いたしました。また集合住宅では1月に市場導入し、高い評価を得ている新型集合住宅向けシステムの販売が好調に推移いたしました。また業務市場におきましてもセキュリティニーズを背景としたIPネットワーク対応インターホンシステムやテレビドアホン等の積極的な営業活動により、オフィスやショッピングモール、また公共施設を中心に販売が好調に推移いたしました。

イギリスの販売子会社であるアイホンUKにおきましては、集合住宅市場及び業務市場向けの販売が前期を上回りました。

これらの結果、現地通貨ベースにおける売上は増加いたしました。しかし、為替の影響により、円換算した売上高は34億7百万円（前連結会計年度比6.4%減）、営業利益は6千万円（同27.7%減）となりました。

(iv) タイセグメント

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（タイランド）は、当社グループ向けに製品等を生産・出荷しております。当連結会計年度におきましては、為替の影響等により売上高は72億7千万円（前連結会計年度比6.3%減）、営業利益2億1千万円（同14.9%減）となりました。

(v) ベトナムセグメント

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（ベトナム）は、当社グループ向けに製品等を生産・出荷しております。当連結会計年度におきましては、売上高は25億2千万円（前連結会計年度比22.7%増）、営業利益は9千5百万円（同2.8%増）となりました。

(vi) その他

セグメントに含まれない販売子会社につきまして、オーストラリアの販売子会社であるアイホンPTYにつきましては、大型物件を対象とした積極的な受注活動が功を奏し集合住宅向けシステムの受注が好調に推移し、販売は増加いたしました。

シンガポールの販売子会社であるアイホンPTE.につきましては、シンガポールにおける新築物件数が大幅に減少しており、リニューアル物件の受注活動や業務市場での積極的な営業活動を行ってまいりましたが、着工戸数の減少に伴う集合住宅市場の販売の落ち込みが大きく影響し、販売は減少しました。

中国の販売子会社である愛峰（上海）貿易有限公司につきましては、病院及び高齢者施設に対する積極的な営業により、販売は増加いたしました。また業務市場におきましても高速道路等でのIPネットワーク対応インターホンシステムへの取替え活動が功を奏し、販売増加に寄与いたしました。

これらの結果、セグメントに含まれない販売子会社におきましては、売上高は10億6千4百万円（前連結会計年度比3.2%減）、営業利益は1千万円（前連結会計年度は営業損失5百万円）となりました。

② 企業集団の設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度の設備投資総額は32億5千4百万円で、主として日本の本社建設用地の取得や日本及びタイ並びにベトナムでの生産に伴う金型や生産設備の更新等への投資であります。設備投資の所要資金は全額自己資金で充当しております。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割状況

該当事項はありません。

④ 他会社の事業の譲受け状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継状況

該当事項はありません。

⑥ 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成28年5月にアイホンコーポレーションの株式を追加取得し、完全子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分 \ 期 別	第 56 期 (平成26年3月期)	第 57 期 (平成27年3月期)	第 58 期 (平成28年3月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高	42,505	41,551	42,670	43,854
経 常 利 益	3,623	3,014	3,429	2,790
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,050	1,974	3,299	2,073
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	110円36銭	115円83銭	202円26銭	127円10銭
総 資 産	51,213	49,381	52,198	54,146
純 資 産	42,124	41,970	43,544	44,218
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,220円24銭	2,498円70銭	2,590円37銭	2,710円89銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分 \ 期 別	第 56 期 (平成26年3月期)	第 57 期 (平成27年3月期)	第 58 期 (平成28年3月期)	第 59 期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高	39,007	37,990	38,465	39,802
経 常 利 益	3,748	2,589	2,415	2,427
当 期 純 利 益	2,353	1,798	2,312	1,659
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	126円67銭	105円47銭	141円74銭	101円73銭
総 資 産	45,937	42,864	45,492	48,463
純 資 産	38,009	36,339	38,152	39,590
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,052円20銭	2,227円70銭	2,338円93銭	2,427円20銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
アイホンコーポレーション	アメリカ ワシントン州	82,500 米ドル	100.0% (注) 1	当社の電気通信機器製品の 北米における販売
アイホン S.A.S.	フランス リス	7,526,450 ユーロ	100.0%	当社の電気通信機器製品の 欧州における販売
アイホン PTY	オーストラリア シドニー	3,700,000 豪ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の オセアニアにおける販売
アイホン PTE.	シンガポール	1,300,000 シンガポールドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の シンガポール及びマレーシ アにおける販売
愛峰（上海） 貿易有限公司	中国 上海	10,900,000 人民元 (注) 2	100.0%	当社の電気通信機器製品の 中国における販売
アイホン UK	イギリス ロンドン	1,000,000 英ポンド (注) 3	100.0%	当社の電気通信機器製品の イギリス及びアイルランド における販売
アイホンコミュニケーションズ （タイランド）	タイ チョンブリ県	350,000,000 バーツ	100.0%	当社の電気通信機器製品の 生産
アイホンコミュニケーションズ （ベトナム）	ベトナム ビンズン省	18,080,000 米ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の 生産

(注) 1. 平成28年5月にアイホンコーポレーションの株式を追加取得し、完全子会社としております。

2. 平成29年1月に2,100,000人民元の増資をしております。

3. 平成29年4月に増資をし、資本金を1,600,000英ポンドとしております。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきまして、国内の住宅市場におきましては、相続税法の改正に伴う影響により一時的に賃貸住宅の住宅着工戸数が増加している状態にはありますが、長期的には需給の観点からマーケットは縮小していくものと思われまます。

このような状況の中、戸建住宅におきましては新築・リニューアルともに新商品の投入と積極的な販売施策の実施により販売の拡大を図ってまいります。

また、集合住宅につきましては、新築マーケットの縮小を見越して活動を継続してきたリニューアル市場におきまして、豊富にある見積りストックとアフターサービス情報を活かし、分譲物件への活動をより一層強化していくとともに、賃貸住宅では管理会社との関係を強化し、より物件オーナーのニーズを捉えた提案活動を推進してまいります。

ケア市場におきましては、病院の着工件数の減少や高齢者施設への競合他社の参入等により、競争が激化するものと思われまます。そのような状況の中、新型ナースコールシステムの提案活動を病院から高齢者施設へ拡大し、お客様の抱える課題をIPネットワークの活用によって解決するご提案を進め、販売拡大を図ってまいります。

海外市場におきましては、各地域が抱える様々な懸念事項による不透明さはあるものの、世界経済全体としては緩やかな拡大傾向が続くものと思われまます。

こうした状況の中、住宅市場及び業務市場を中心にIP関連商品のニーズがより一層高まっていくものと思われまます。当社といたしましては、新商品の販売活動を推進するとともに、より地域に密着した営業活動を推進し、国内で培った物件受注プロセス管理のしぐみを活かして物件の受注拡大に繋げてまいります。

商品開発に関しましては、お客様のニーズを捉え、新たな価値の創造を目指した新商品開発投資を積極的に行ってまいります。また生産に関しましては、グループ全体での最適な生産体制の構築を進めてまいります。

今後も第6次中期経営計画（平成28年度～平成30年度）の下、当社のセキュリティとコミュニケーションの技術でお客様に求められる価値を提供し続ける企業を目指し、グループ一丸となって経営目標の達成に向けて邁進してまいります。

(5) **主要な事業内容** (平成29年3月31日現在)

- ① 通信機器、音響機器、電子応用機器並びに各種電気機器の製造、据付工事、請負、修理、売買及び輸出入
- ② 情報通信、情報処理及び情報提供のサービス並びにインターネットの接続仲介業
- ③ コンピューターシステム機器及びソフトウェアの設計、開発並びに販売
- ④ 前各号に附帯する一切の業務

上記の主な製品群は、戸建住宅向け、集合住宅向け、医療・福祉施設向け、オフィス・工場向けのインターホンシステムであります。

(6) **主要な事業所及び工場** (平成29年3月31日現在)

① 当社

本 社 名古屋市中区

支 店

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市東区	名古屋支店	名古屋市中区
東北支店	仙台市宮城野区	大阪支店	大阪市中央区
北関東支店	さいたま市北区	中・四国支店	広島市西区
東京支店	東京都文京区	九州支店	福岡市博多区
横浜支店	横浜市戸塚区		

営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
盛岡営業所	岩手県盛岡市	千葉営業所	千葉市花見川区
郡山営業所	福島県郡山市	金沢営業所	石川県金沢市
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市	静岡営業所	静岡市葵区
群馬営業所（注）	群馬県高崎市	京都営業所	京都市伏見区
新潟営業所	新潟市中央区	神戸営業所	神戸市兵庫区
長野営業所	長野県長野市	岡山営業所	岡山市北区
東京東営業所	東京都足立区	高松営業所	香川県高松市
東京南営業所	東京都世田谷区	北九州営業所	北九州市小倉南区
多摩営業所	東京都立川市	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市

（注）群馬営業所は平成29年4月1日付にて北関東支店内のさいたま営業所に統合されました。

開発拠点

名 称	所 在 地
開発センター	名古屋市熱田区

生産拠点

名 称	所 在 地
豊田工場	愛知県豊田市

② 重要な子会社

重要な子会社につきましては「(3)重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(7) **使用人の状況**（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,883名	86名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 上記以外の臨時の使用人数は144名（期中平均）であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,026名	29名増	37.8歳	13.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 上記以外のグループ子会社への出向者数は28名であります。
3. 上記以外の臨時の使用人数は144名（期中平均）であります。

(8) **主要な借入先の状況**（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- | | |
|-------------|-------------|
| ①発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 18,220,000株 |
| ③株主数 | 2,318名 |
| ④大株主(上位10名) | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
イチカワ株式会社	2,250	13.79
アイホン従業員持株会	763	4.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	736	4.51
株式会社みずほ銀行	726	4.45
三菱UFJ信託銀行株式会社	607	3.72
市川周作	545	3.34
日本生命保険相互会社	490	3.00
第一生命保険株式会社	480	2.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	404	2.48
住友生命保険相互会社	364	2.23

(注) 当社は自己株式1,908,674株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
※取締役社長	市川周作	
常務取締役	寺尾浩典	経営企画室長、経理部担当、総務部担当、商品企画室担当
取締役	和田健	経営企画室副室長
取締役	加藤淳夫	生産本部長、品質保証部担当、コールセンター担当
取締役	加藤康次	技術本部長兼商品開発部長
取締役	谷口尚弘	国内営業本部長兼新規事業開発部長
取締役	平児敦夫	
取締役	入谷正章	
常勤監査役	高橋昭二	
監査役	立岡亘	
監査役	石田喜樹	
監査役	加藤正樹	

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 平成28年6月29日開催の第58回定時株主総会において、新たに加藤康次氏及び谷口尚弘氏が取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役入谷正章氏は、社外取締役であります。
4. 監査役立岡 亘氏及び監査役石田喜樹氏並びに監査役加藤正樹氏は、社外監査役であります。
5. 当該事業年度に係る役員 の 重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
 - ・取締役社長市川周作氏は、アイホンコーポレーションの取締役、アイホンS.A.S.の取締役、アイホンPTYの取締役、アイホンPTE.の取締役、愛峰（上海）貿易有限公司の取締役、アイホンUKの取締役、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）の取締役、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）の取締役会長を兼務しております。
 - ・常務取締役寺尾浩典氏は、愛峰（上海）貿易有限公司の監査役を兼務しております。
 - ・取締役加藤淳夫氏は、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）の取締役、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）の取締役を兼務しております。

- ・取締役平児敦夫氏は、アイホンコミュニケーションズ株式会社（非連結子会社）の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・取締役入谷正章氏は、弁護士、入谷法律事務所の代表、住友理工株式会社の社外取締役、株式会社中央製作所の社外監査役、東陽倉庫株式会社の社外監査役、愛知県公安委員会委員長を兼務しております。
 - ・監査役立岡 亘氏は、弁護士、弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の代表社員、医療法人衆済会の常務理事、医療法人清慈会の理事を兼務しております。
 - ・監査役石田喜樹氏は、弁理士、石田国際特許事務所の代表、株式会社イシックスの代表取締役社長、テクノサーチ株式会社の社外取締役、豊証券株式会社の社外監査役を兼務しております。
6. 監査役加藤正樹氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は取締役入谷正章氏及び監査役立岡 亘氏並びに監査役加藤正樹氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
加藤 康 次	取締役技術本部長兼商品開発部長	取締役技術本部長	平成29年4月1日

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	157百万円 (6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	20百万円 (8百万円)
合計 (うち社外役員)	12名 (4名)	177百万円 (14百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬については、定款及び取締役会規程の定めに基づき、業績目標の達成及び企業価値向上への貢献並びに経済情勢等を勘案して決定しております。なお、その総額については平成9年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分を含めない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

取締役 入谷正章

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

入谷法律事務所の代表である弁護士であり、住友理工株式会社の社外取締役、株式会社中央製作所の社外監査役、東陽倉庫株式会社の社外監査役及び愛知県公安委員会委員長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中13回出席し、弁護士としての専門的見地に加え、他社社外役員としての豊富な経験と高い見識から、必要な発言を適宜行っております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役入谷正章氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役 立岡 亘

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の代表社員である弁護士であります。当社は弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所との間に顧問契約があります。

医療法人衆済会の常務理事及び医療法人清慈会の理事を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中13回、監査役会に12回中12回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役立岡 亘氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役 石田喜樹

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

石田国際特許事務所の代表である弁理士であります。当社は石田国際特許事務所との間に国内外の知的財産に関する委託業務の取引があります。

株式会社イシックス代表取締役社長であります。当社は株式会社イシックスとの間に海外の知的財産に関する委託業務の取引があります。

テクノサーチ株式会社の社外取締役及び豊証券株式会社の社外監査役を兼務しております。当社はテクノサーチ株式会社及び豊証券株式会社との間には特別の関係はありません。

(ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中12回、監査役会に12回中11回出席し、弁理士としての経験に加え、自ら会社経営も行っており高度な見識と広汎な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役石田喜樹氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役 加藤正樹

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社木曽路の社外監査役を兼務しておりましたが、平成28年6月28日付で退任いたしております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中13回、監査役会に12回中12回出席し、公認会計士の有資格者としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- (iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役加藤正樹氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートーマツリミテッド (Deloitte Touche Tohmatsu LLC.) のメンバーファームによる監査を受けております。

③ 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人（以下、「役職員」といいます。）並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5項イに定める「取締役等」をいいます。以下同じ。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 経営理念に基づいた「アイホン行動規範」、「コンプライアンス規程」及び「行動規準に関する規程」を、当社の役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
 - (ii) 当社は、前項の徹底を図るため、リスク管理委員会を中心に当社の役職員への啓蒙や教育、社内体制の不具合の検証・整備を行う。
 - (iii) 当社の監査室は各部門・部署のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、その結果を当社の代表取締役に報告するとともに、コンプライアンスに関する問題点等があった場合にはリスク管理委員会においても報告する。
 - (iv) 法令上疑義のある行為等について、当社の役職員及び子会社の取締役等が「コンプライアンス規程」に定めるリスク管理担当責任者に対して直接情報提供を行う体制を整え、運営する。
 - (v) 子会社においては、経営理念に基づいた「アイホン行動規範」を取締役等及び使用人が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、当社に、これに関連するリスクを認識し、子会社の取締役等及び使用人への啓蒙や教育を図る。なお、職務執行の状況については当社の監査室または内部監査人が定期的に監査し、その結果を当社及び監査対象となった子会社の代表取締役及び関係者に報告する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、「文書の保管及び秘密に関する規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」といいます。）に記録し保存する。
- 当社の取締役及び監査役は必要がある場合は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業集団全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき、企業集団全体のリスクあるいは各部門・部署において発生が予想される特有なリスクを検出、把握し、当該リスクに対する予防、発生時の対応についてマニュアル等を作成、整備するとともに、リスク管理委員会においてその有効性等について協議を行い、必要に応じて当社取締役会に報告を行う。

当社取締役会は当該報告の是非の検討、追加措置等の有無等を判断し、指示命令を与え逐次監視する。

また、重大なる緊急事態が発生した場合は、職制上のルート等を通じ、当社のリスク管理担当責任者に報告されるとともに、必要に応じ当社の代表取締役をはじめとする取締役会に報告され、速やかで適切なる対応をとることとする。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に定める事項を用いて、当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行の効率性を確保する。

- ・当社取締役会における中期経営計画の策定。中期経営計画に基づく年度計画の策定・展開
- ・当社における取締役・監査役を構成員とする経営会議等の会議体の設置
- ・当社における職務権限・意思決定基準等に係る規程の策定
- ・当社における経営会議及び取締役会による年度計画の進捗状況の確認
- ・子会社においては、職務執行に関わる権限規程を定めるとともに、月度報告及びグループ会議等による年度計画の進捗状況の確認及び報告

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社の取締役・各子会社の社長は、各部門または各社の業務執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有する。

(ii) 当社に關係会社管理室を設置し、各子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、監査室及び関係会社管理室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項について協力を要請することができるものとし、監査役から監査業務に必要な要請を受けた使用人は、その要請に関して専ら監査役の指揮命令に従わなければならない、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないこととする。

- ⑦ 当社の役職員及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者（以下、「役職員等」といいます。）が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(i) 当社の取締役は常勤監査役を通じて、監査役会において次に定める事項を報告することとする。

- ・ 経営会議で決議された事項
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・ 内部監査、リスク管理において重要な事項
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ 内部通報に関する事項
- ・ その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

(ii) 当社の使用人は前項に関連する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができることとする。

(iii) 子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととする。

(iv) 子会社の役職員等は、次の事項を発見した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告することとする。

- ・ 子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・ 内部監査、リスク管理において重要な事項
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ 内部通報に関する事項
- ・ その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

- (v) 当社は上記 (i) 乃至 (iv) の報告に伴い報告者が不利な扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社の役職員及び子会社の役職員等に周知徹底する。
- ⑧ 当社の監査役の職務執行に伴い生じる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
- (i) 当社の監査役が職務執行に伴い必要とする費用またはその職務執行に伴い生じる債務については、監査職務の円滑な執行を図るため、その処理において当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、取締役等の制約を受けないこととする。
- (ii) 当社の監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
- (iii) 当社の監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の取締役は、当社の監査役からの取締役または使用人への個別ヒアリングの機会の確保、独自に専門家を雇用する機会の確保、独自に調査する機会の確保を保障することとする。
- ⑩ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (i) 子会社の取締役等は、当社に対して取締役会議事録の写しの提出及びグループ会議による年度計画の進捗状況の報告、その他重要な事項を報告することとする。
- (ii) 子会社の取締役等は、当社に対して月度報告による業績結果、業績見込み、人事、総務、市場情報等その他重要な事項について報告することとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるおそれのある反社会的勢力及び団体に対しては、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を取りつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用においては、法令及び社内ルールを遵守し、社会倫理に従って行動することを定めた「アイホン行動規範」を国内の各事業所に掲示するとともに、海外子会社に対しては現地従業員へ啓蒙を図るため「アイホン行動規範」及び「アイホングループ綱領」を5カ国語に翻訳し展開することにより、その浸透に努めております。また、「アイホン行動規範」においては、当企業集団の企業姿勢を示すものとして、当社ウェブサイトに掲載しております。

企業集団全体のリスク管理においては、担当取締役及び監査役が適宜出席の下、リスク管理委員会を毎月開催し、各部門・部署におけるリスク及びその対応策について報告及び確認並びに指示等を行っており、労務管理リスク及び情報セキュリティリスク並びにカントリーリスク等を含め、企業集団全体のリスク低減に努めております。なお、リスク管理委員会の内容については、必要に応じて、取締役会及び監査役会に報告される体制としております。

取締役は、取締役会及び経営会議において年度計画の進捗状況の確認を行うとともに、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の決定及び業務執行に関する事項の報告を行うことにより、迅速かつ効率的な業務を行っております。また、子会社の状況については、年度計画に基づく活動状況を担当取締役及び関係部門が毎月子会社からの報告を受け確認を行っており、必要に応じて取締役会及び経営会議に報告を行っております。

内部監査の実施については、国内の各事業所においては監査室が年間の内部監査計画に基づき、職務の遂行にあたり遵守すべき諸規程の遵守状況について監査を行っております。子会社においては、「内部監査規程」に基づく内部監査人が、監査を実施しております。また、子会社の内部統制の向上を図るため、関係会社管理室が適宜支援を行っております。なお、内部監査時に確認された内容については、監査室から担当取締役を通じて改善を求めるとともに、常勤監査役にも報告を行っております。

当社の監査役への報告としては、常勤監査役に対して取締役会及び経営会議等の会議体を通じて、適宜報告がされています。また、常勤監査役を通じて監査役会に対しても適宜報告がされています。報告体制の整備については、内部通報窓口として監査役への通報窓口を「コンプライアンス規程」にて定めるとともに、子会社の規程においても、当社監査役への通報ルールを定め、周知を図っております。また、外部通報窓口として2カ所の弁護士事務所に窓口を設け、実効性の確保に努めております。

反社会的勢力の排除については、「アイホン行動規範」に当社の姿勢を示し事業所内での掲示を行うことにより、社内での浸透を継続的に図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当事業年度末日における会社の支配に関する基本方針の内容は以下のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下、「方針決定」といいます。）を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は、上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もともと、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく大量に株式を買付けようとする事例が存在することも否定できません。その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様の様々なご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えており、適宜必要な対応をいたします。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	37,473	流 動 負 債	7,932
現金及び預金	15,786	電子記録債務	624
受取手形及び売掛金	9,593	買掛金	1,710
電子記録債権	1,636	リース債務	27
有価証券	1,042	未払法人税等	963
製品	3,741	製品保証引当金	187
仕掛品	1,739	その他	4,418
原材料	2,876	固 定 負 債	1,995
繰延税金資産	813	リース債務	24
その他	306	再評価に係る繰延税金負債	118
貸倒引当金	△63	退職給付に係る負債	293
固 定 資 産	16,672	その他	1,559
有 形 固 定 資 産	7,360	負 債 合 計	9,927
建物及び構築物	1,812	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	608	株 主 資 本	42,402
工具器具備品	948	資本金	5,388
土地	3,893	資本剰余金	5,407
リース資産	49	利益剰余金	34,878
建設仮勘定	48	自己株式	△3,272
無 形 固 定 資 産	0	その他の包括利益累計額	1,815
投 資 其 他 の 資 産	9,312	その他有価証券評価差額金	2,040
投資有価証券	7,419	土地再評価差額金	△437
繰延税金資産	460	為替換算調整勘定	570
その他	1,436	退職給付に係る調整累計額	△358
貸倒引当金	△4	純 資 産 合 計	44,218
資 産 合 計	54,146	負 債 純 資 産 合 計	54,146

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		43,854
売上原価		23,946
売上総利益		19,907
販売費及び一般管理費		17,132
営業利益		2,775
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	102	
寮・社宅家賃収入	46	
受託開発収入	1	
その他	156	343
営業外費用		
支払利息	4	
売上割引	219	
為替差損	43	
その他	60	328
経常利益		2,790
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	6	
減損損失	20	27
税金等調整前当期純利益		2,763
法人税、住民税及び事業税	1,117	
法人税等調整額	△427	690
当期純利益		2,073
親会社株主に帰属する当期純利益		2,073

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	5,388	5,383	33,294	△3,271	40,795
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△489		△489
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,073		2,073
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		24			24
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	24	1,583	△1	1,607
当 期 末 残 高	5,388	5,407	34,878	△3,272	42,402

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							非 支 配 株 主 純 資 産 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	土 再 差 評 額	地 価 金 為 調 替 整 換 勘 算 定 退 に 整 職 係 累 給 る 計 付 調 額	そ の 他 の 利 益 合 計	非 支 配 株 主 純 資 産 計			
当 期 首 残 高	1,770	△437	584	△459	1,458	1,290	43,544	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△489	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							2,073	
自 己 株 式 の 取 得							△1	
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動							24	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	269	—	△13	100	356	△1,290	△933	
当 期 変 動 額 合 計	269	—	△13	100	356	△1,290	673	
当 期 末 残 高	2,040	△437	570	△358	1,815	—	44,218	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社（8社）

アイホンコーポレーション、アイホンS.A.S.、アイホンPTY、アイホンPTE.、愛峰（上海）貿易有限公司、アイホンUK、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）

非連結子会社

アイホンコミュニケーションズ株式会社、GEGA ELECTRONIQUE

上記非連結子会社はいずれも小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（アイホンコミュニケーションズ株式会社、GEGA ELECTRONIQUE）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、愛峰（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

(ロ) デリバティブ……………時価法

(ハ) たな卸資産

製品・仕掛品・原材料……………主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

補助材料……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）については、当社では定率法、連結子会社では主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具器具備品 2～20年

リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

当社は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 製品保証引当金

当社は、製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………通貨オプション

ヘッジ対象……………外貨建予定取引（輸入債務、輸出債権）

(ハ) ヘッジ方針

主に当社の「外貨建リスクヘッジ管理規程」に基づき、為替相場動向等を勘案の上、外貨建輸入債務及び外貨建輸出債権に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、取引条件の予測可能性及び実行可能性に基づき、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

iii 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ロ) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(たな卸資産の評価方法の変更)

製品・仕掛品・原材料の評価方法は、従来、主として先入先出法によっておりましたが、当連結会計年度より主として総平均法に変更しております。この評価方法の変更は、当連結会計年度における新生産システムの導入を契機に、期間損益計算をより適正にするために行ったものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及修正は行っておりません。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,808百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高 22百万円

(3) 土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日……………平成14年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△283百万円

なお、再評価後の帳簿価額のうち220百万円は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

① 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
奈良県	遊休資産	その他（投資その他の資産）他
イギリス ロンドン	事業用資産	工具器具備品他

② 減損損失を認識するに至った経緯

時価の著しい下落及び固定資産の使用状況に鑑み、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、事業用資産については、当初想定していた収益がまだ実現しておらず、将来キャッシュ・フローの見積もりを行った結果、収益力の回復が見込めなかったことによります。

③ 減損損失の金額

機械装置及び運搬具	0百万円
工具器具備品	6百万円
その他（無形固定資産）	9百万円
その他（投資その他の資産）	3百万円
計	20百万円

④ 資産のグルーピングの方法

事業用資産については、当社は相互補完的な関係を考慮し全社で1グループとし、連結子会社は各社ごとにグルーピングしております。また、賃貸不動産（投資不動産）については物件ごとにグルーピングし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却見込額により算定しております。また、事業用資産については、使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、回収可能価額を零として算定しています。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	18,220,000株	－	－	18,220,000株
合 計	18,220,000株	－	－	18,220,000株
自己株式				
普通株式	1,908,080株	594株	－	1,908,674株
合 計	1,908,080株	594株	－	1,908,674株

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	1株当り 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	244百万円	15円	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	244百万円	15円	平成28年9月30日	平成28年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当金の効力発生日が当連結会計年度後となるもの
平成29年6月29日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当り 配 当 額	基 準 日	効力発生日
普通株式	277百万円	利益剰余金	17円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については自己資本の充実を図り無借金経営を行う方針であります。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券の株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、これらに係る市場価格の変動リスクに関しては、定期的に把握された時価が取締役会等に報告されております。また、債券に係るデフォルトリスクを回避するため格付けを考慮して分散を図るとともに、金利変動リスクを回避するため5年を超える長期の投資は行わず、ラダー型運用による利率の平準化を行っております。

デリバティブは、外貨建取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位 百万円）

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
① 現金及び預金	15,786	15,786	—
② 受取手形及び売掛金	9,593	9,593	—
③ 電子記録債権	1,636	1,636	—
④ 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,592	7,592	—
資 産 計	34,608	34,608	—
① 電子記録債務	624	624	—
② 買掛金	1,710	1,710	—
③ 未払法人税等	963	963	—
負 債 計	3,298	3,298	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

①電子記録債務、②買掛金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	869

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,710円89銭

(2) 1株当たり当期純利益 127円10銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
流 動 資 産		28,655	流 動 負 債		7,172
現金及び預金		11,394	電子記録債	務	624
受取手形		1,577	買掛金	務	1,740
電子記録債		1,636	買掛金	務	27
有価証券		6,921	未払費用	金	1,760
仕掛品		1,042	未払法人税等	用	1,560
原材料		2,554	未払消費税	等	928
前払費用		695	前払消費税	等	94
繰延税金資産		2,175	製品保証引当金	金	180
倒引当金		34	繰延税金負債	金	43
		528	繰延税金負債	金	185
		98	繰延税金負債	金	27
		△4	繰延税金負債	金	27
固 定 資 産		19,807	固 定 負 債		1,700
有形固定資産		4,949	リース債務	務	24
建物		809	リース債務	務	118
構築物		18	リース債務	務	1,405
機械及び装置		122	繰延税金負債	金	152
車両運搬具		15	繰延税金負債	金	152
工具器具備品		332	繰延税金負債	金	152
土地		3,585	繰延税金負債	金	152
リース資産		48	繰延税金負債	金	152
建設仮勘定		17	繰延税金負債	金	152
無 形 固 定 資 産		0	負 債 合 計		8,872
投資その他の資産		14,858	純 資 産 の 部		
投資有価証券		6,588	株主資本		37,987
関係会社株		6,390	資本金		5,388
破産更生債権		3	資本剰余金		5,383
長期前払費用		18	資本剰余金		5,383
前払年金費用		302	利益剰余金		30,488
敷金及び保証金		366	利益剰余金		379
繰延税金資産		218	利益剰余金		30,108
倒引当金		974	利益剰余金		9
		△4	利益剰余金		2,780
資 産 合 計		48,463	利益剰余金		1,390
			利益剰余金		13,700
			利益剰余金		12,228
			利益剰余金		△3,272
			利益剰余金		1,603
			利益剰余金		2,040
			利益剰余金		△437
			純 資 産 合 計		39,590
			負 債 純 資 産 合 計		48,463

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		39,802
売上原価		23,600
売上総利益		16,202
販売費及び一般管理費		13,850
営業利益		2,352
営業外収益		
受取利息	2	
有価証券利息	13	
受取配当金	216	
寮・社宅家賃収入	46	
受取ロイヤリティ	107	
受託開発収入	1	
その他	26	413
営業外費用		
支払利息	2	
売上割引	218	
為替差損	64	
受託開発費用	0	
その他	51	338
経常利益		2,427
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	4	
子会社株式評価損	165	
減損損失	3	173
税引前当期純利益		2,253
法人税、住民税及び事業税	987	
法人税等調整額	△392	594
当期純利益		1,659

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						利益剰余金計		
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金								
				圧縮記帳準備金	研究開発積立金	配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	5,388	5,383	379	10	2,680	1,340	13,400	11,507	29,318	△3,271	36,818	
当 期 変 動 額												
研究開発積立金の積立					100			△100	—		—	
配当積立金の積立						50		△50	—		—	
別途積立金の積立							300	△300	—		—	
剰余金の配当								△489	△489		△489	
当 期 純 利 益								1,659	1,659		1,659	
自己株式の取得									—	△1	△1	
圧縮記帳準備金の取崩				△0				0	—		—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△0	100	50	300	720	1,170	△1	1,168	
当 期 末 残 高	5,388	5,383	379	9	2,780	1,390	13,700	12,228	30,488	△3,272	37,987	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位 百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,770	△437	1,333	38,152
当期変動額				
研究開発積立金の積立				—
配当積立金の積立				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△489
当期純利益				1,659
自己株式の取得				△1
圧縮記帳準備金の取崩				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	269	—	269	269
当期変動額合計	269	—	269	1,438
当期末残高	2,040	△437	1,603	39,590

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

製品・仕掛品・原材料……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

補助材料……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

工具器具備品 2～20年

② リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………通貨オプション

ヘッジ対象……………外貨建予定取引（輸入債務、輸出債権）

③ ヘッジ方針

主に当社の「外貨建リスクヘッジ管理規程」に基づき、為替相場動向等を勘案の上、外貨建輸入債務及び外貨建輸出債権に係る為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、取引条件の予測可能性及び実行可能性に基づき、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更等

(たな卸資産の評価方法の変更)

製品・仕掛品・原材料の評価方法は、従来、先入先出法によっておりましたが、当事業年度より総平均法に変更しております。この評価方法の変更は、当事業年度における新生産システムの導入を契機に、期間損益計算をより適正にするために行ったものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及修正は行っておりません。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,279百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 850百万円

短期金銭債務 1,012百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社の仕入債務に対し、債務保証を行っております。

アイホンコミュニケーションズ(ベトナム) 12百万円

(4) 取締役及び監査役に対する金銭債務
短期金銭債務 4百万円

(5) 受取手形裏書譲渡高 22百万円

(6) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日……………平成14年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……………△283百万円

なお、再評価後の帳簿価額のうち220百万円は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高
営業取引（売上高） 7,197百万円
営業取引（仕入高等） 10,459百万円
営業取引以外の取引 115百万円

(2) 研究開発費の総額 3,134百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,908,080株	594株	－株	1,908,674株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位 百万円)
(流動資産)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	1
たな卸資産評価損	44
未払賞与	280
未払費用	57
未払事業税	74
未払事業所税	8
製品保証引当金	56
その他	46
繰延税金資産小計	571
評価性引当額	△32
繰延税金資産合計	538
繰延税金負債	
圧縮記帳準備金	△0
その他有価証券評価差額金	△10
繰延税金負債合計	△10
繰延税金資産の純額	528
(固定資産)	
繰延税金資産	
未払役員退職金	42
貸倒引当金	0
減価償却費	1,192
投資有価証券評価損	62
会員権評価損	21
土地	144
その他	103
繰延税金資産小計	1,567
評価性引当額	△380
繰延税金資産合計	1,186
繰延税金負債	
圧縮記帳準備金	△3
前払年金費用	△92
その他有価証券評価差額金	△842
その他	△28
繰延税金負債合計	△967
繰延税金資産の純額	218
(固定負債)	
再評価に係る繰延税金資産	215
評価性引当額	△215
再評価に係る繰延税金負債	△118
再評価に係る繰延税金負債の純額	△118

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 本出資	事業の内容 または職業	議決権 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アイホンコミュニケーションズ (タイランド)	タイ チョンブリ県	350 百万バーツ	製造業	所有 直接 100.0%	当社製品の 生産	製品・半製 品の購入等	7,368	買掛金 未払金	751 3
子会社	アイホン コーポレーション	アメリカ ワシントン州	0 百万米ドル	卸売業	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売	製品の販売等	4,598	売掛金	398

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金は また出資 金	事業の内容 または職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	石田喜樹	—	—	当社監査役	被所有 直接0.0% 間接0.0%	特許出願に 関する手続等	弁理士報酬 等の支払	23	未払金	4

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 弁理士報酬については、一般的な取引条件を考慮しながら、交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,427円20銭
- (2) 1株当たり当期純利益 101円73銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

アイホン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 浦 宏 和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅 井 明 紀 子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイホン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

アイホン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 浦 宏 和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅 井 明 紀 子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイホン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針の取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

アイホン株式会社 監査役会

常勤監査役	高橋	昭二	Ⓜ
社外監査役	立岡	亘	Ⓜ
社外監査役	石田	喜樹	Ⓜ
社外監査役	加藤	正樹	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけており、長期的な視点に立った安定的な配当を継続することに努めるとともに、経営基盤の強化と収益見通しを勘案して、以下のとおり第59期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円 総額277,292,542円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
研究開発積立金 100,000,000円
配当積立金 50,000,000円
別途積立金 300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 450,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう員数を8名から10名に2名増員するものであります。(現行定款第19条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のために1名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	市川周作 (昭和28年2月9日)	昭和50年4月 当社入社 昭和60年5月 当社取締役商品企画室長 昭和61年2月 当社取締役豊田工場長 昭和62年2月 当社取締役営業本部長 昭和62年5月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) アイホンコーポレーションの取締役 アイホンS.A.S.の取締役 アイホンP.T.Y.の取締役 アイホンP.T.E.の取締役 愛峰(上海)貿易有限公司の取締役 アイホンUKの取締役 アイホンコミュニケーションズ(タイランド)の取締役 アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)の取締役会長	545,122株
2	寺尾浩典 (昭和29年10月25日)	昭和52年4月 当社入社 平成21年6月 当社取締役営業本部長、商品企画室担当 平成22年4月 当社取締役営業本部長兼集合リニューアル推進部長、商品企画室担当 平成25年5月 当社取締役営業本部長兼市場開発部長、商品企画室担当 平成26年4月 当社取締役営業本部長、商品企画室担当 平成27年4月 当社取締役経営企画室長、国内営業本部担当、商品企画室担当 平成27年5月 当社常務取締役経営企画室長、国内営業本部担当、商品企画室担当 平成28年4月 当社常務取締役経営企画室長、国内営業本部担当、技術本部担当、経理部担当、総務部担当、商品企画室担当 平成28年6月 当社常務取締役経営企画室長、経理部担当、総務部担当、商品企画室担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 愛峰(上海)貿易有限公司の監査役	10,181株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	和田 健 (昭和32年2月22日)	昭和54年4月 当社入社 平成19年4月 当社総務部長兼情報システム部長 平成21年4月 当社執行役員総務部長兼情報システム部長 平成22年4月 当社総務部長兼情報システム部長 平成22年6月 当社取締役総務部長兼情報システム部長 平成23年4月 当社取締役管理本部長兼総務部長 平成27年4月 当社取締役管理本部長兼総務部長兼経理部長 平成28年4月 当社取締役経営企画室副室長 現在に至る	9,406株
4	加藤 淳夫 (昭和38年10月3日)	昭和61年4月 当社入社 平成20年4月 当社品質保証部長 平成20年6月 当社執行役員品質保証部長 平成22年4月 当社品質保証部長 平成26年4月 当社生産本部長 平成27年6月 当社取締役生産本部長、品質保証部担当、コールセンター担当 現在に至る (重要な兼職の状況) アイホンコミュニケーションズ(タイランド)の取締役 アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)の取締役	2,588株
5	加藤 康次 (昭和37年3月1日)	昭和61年4月 当社入社 平成21年4月 当社技術副本部長 平成27年4月 アイホンコミュニケーションズ(タイランド)社長 平成28年4月 当社技術本部長兼商品開発部長 平成28年6月 当社取締役技術本部長兼商品開発部長 平成29年4月 当社取締役技術本部長 現在に至る	2,354株
6	谷口 尚弘 (昭和39年7月1日)	昭和63年4月 当社入社 平成24年4月 当社東北支店長 平成26年4月 当社東日本担当営業副本部長兼東京支店長 平成27年4月 当社国内営業本部長兼東京支店長 平成28年4月 当社国内営業本部長兼新規事業開発部長 平成28年6月 当社取締役国内営業本部長兼新規事業開発部長 現在に至る	2,442株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	ひらこあつお 平見敦夫 (昭和34年6月24日)	昭和58年4月 当社入社 平成18年4月 当社生産副本部長兼生産管理部長 平成20年4月 当社生産本部長 平成20年6月 当社執行役員生産本部長 平成21年6月 当社取締役生産本部長、コールセンター担当 平成23年4月 当社取締役技術本部長、生産本部担当、品質保証部担当、コールセンター担当 平成27年6月 当社取締役技術本部長 平成28年4月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) アイホンコミュニケーションズ株式会社の代表取締役社長	7,766株
8	いりたにまさあき 入谷正章 (昭和25年1月4日)	昭和51年4月 弁護士登録(入谷法律事務所入所) 昭和53年7月 株式会社中央製作所社外監査役 平成16年6月 中部電力株式会社社外監査役 平成18年6月 東海ゴム工業株式会社(現住友理工株式会社)社外監査役 平成20年4月 愛知県弁護士会会長 平成20年4月 日本弁護士連合会副会長 平成21年4月 中部弁護士連合会理事長 平成23年6月 東海ゴム工業株式会社(現住友理工株式会社)社外取締役 平成25年6月 当社社外取締役 平成27年6月 東陽倉庫株式会社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 入谷法律事務所の代表 住友理工株式会社の社外取締役 株式会社中央製作所の社外監査役 東陽倉庫株式会社の社外監査役 愛知県公安委員会委員長	731株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
※ 9	山田潤二 (昭和25年6月12日)	昭和48年4月 株式会社富士銀行入行 平成13年6月 株式会社富士銀行執行役員名古屋支店長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成17年4月 大成建設株式会社常務執行役員 平成22年4月 大成建設株式会社専務執行役員 平成25年4月 大成建設株式会社顧問 平成25年6月 ゼビオ株式会社社外取締役 平成26年6月 日本金属株式会社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本金属株式会社の社外監査役	0株

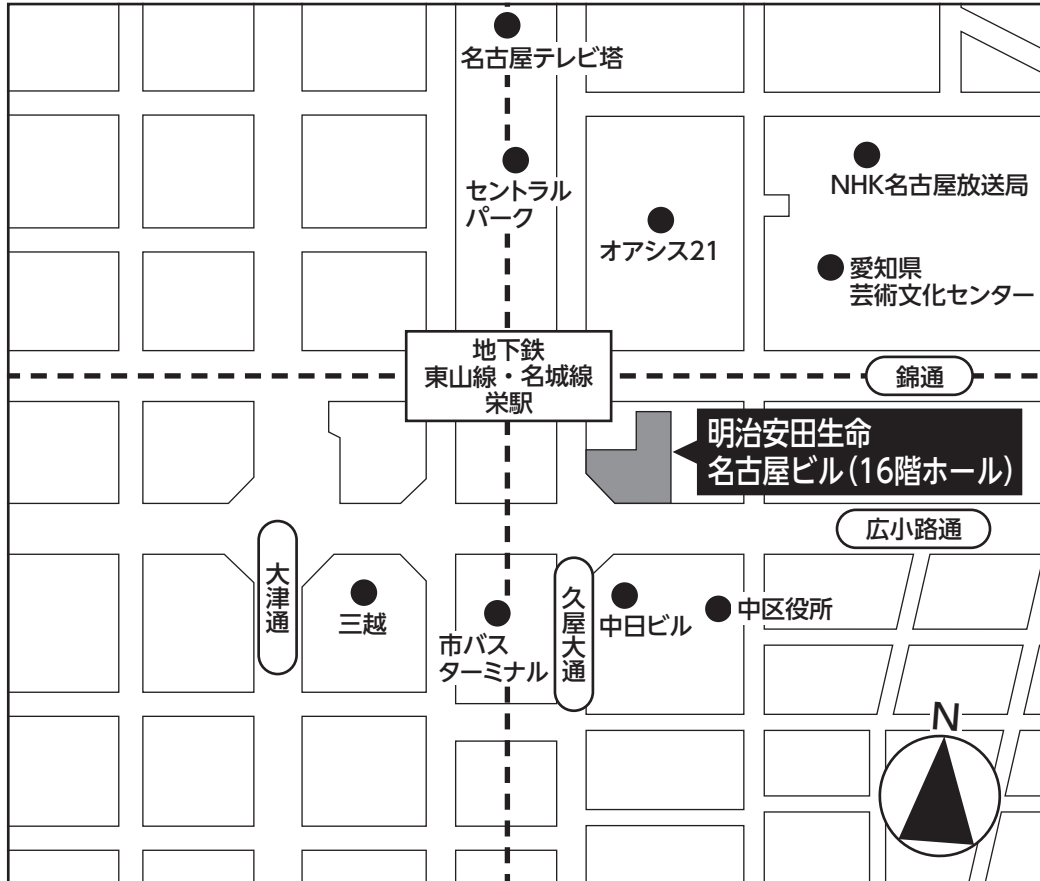
- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末(平成29年3月31日)現在の株式数を記載しております。また、役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
4. 市川周作氏、寺尾浩典氏、和田 健氏、加藤淳夫氏、加藤康次氏、谷口尚弘氏及び平児敦夫氏は、豊富な経験と実績に基づく優れた経営執行能力を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。
5. 入谷正章氏及び山田潤二氏は、社外取締役候補者であります。
6. 入谷正章氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの社外取締役及び社外監査役としての経験を活かし、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
7. 山田潤二氏は、長年にわたって企業経営・金融業界に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
8. 入谷正章氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
9. 当社は、入谷正章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、山田潤二氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

10. 当社は、入谷正章氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、山田潤二氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

以 上

第59回定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール
電話 (052) 228-8181 (本社代表)
交通：名古屋市営地下鉄 栄駅下車



※当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

